

プラネタリウム番組制作業務（春夏・夏秋番組） 仕様書

1 業務名

プラネタリウム番組制作業務（春夏・夏秋番組）

2 業務場所

宮城県大崎市古川穂波三丁目 4 番 20 号 大崎生涯学習センター

3 プラネタリウム番組制作業務の目的

子どもから大人まで親しみやすいテーマを題材とした自動演出のプラネタリウム番組を投影することにより、多くの圏域住民が楽しみながら星空や宇宙、自然科学を学ぶとともに、家庭及び地域における星空や宇宙に親しむ活動を促進する。

4 制作・据付及び投影期間

(1) 春夏番組

- ア 制作・据付期間 契約締結日の翌日から令和5年3月3日まで
- イ 投影期間 令和5年3月18日から令和6年3月15日まで

(2) 夏秋番組

- ア 制作・据付期間 契約締結日の翌日から令和5年6月2日まで
- イ 投影期間 令和5年6月17日から令和6年6月14日まで

5 選定方法

公募型プロポーザル方式

- (1) 企画提案書（A4 縦 10 ページ以内）、試写用 DVD（制作中の場合は番組の概要が分かるダイジェスト映像資料可）、見積書の提出
- (2) 提案・評価・選定は、春夏番組、夏秋番組の2品を一括して実施
- (3) 集客力評価、内容・演出評価、学習要素評価および価格評価に基づいて選考
詳細は、別添「プラネタリウム番組選定業務（春夏・秋冬番組）プロポーザル評価及び選考基準」に基づく

6 対象と内容

春夏番組、夏秋番組（2 作品）

主たる対象は、小学生を中心とした子どもとその家族（ファミリー向け）。家族、特に子どもが楽しめる内容であり、以下の項目に留意すること。

- ・子どもたちにとって親しみやすく知名度のある登場人物、キャラクターを使用し、より多くの観覧者の来館が見込むことのできる作品であること
- ・タイトルやテーマが、小学生以上とその家族の関心を集めやすい作品であること

- ・小学生以上の子どもたちが理解し、楽しめるよう、CGや音楽、アニメーション等の効果的な演出を行うこと
- ・子どもや家族がプラネタリウム番組視聴後に、家庭や地域で空を見上げ、学びを継続・深化させるための学習要素を含むこと

7 業務及び数量

(1) 大崎生涯学習センターのプラネタリウム機器

- ア 光学式投影機 株式会社五藤光学研究所製「ケイロンⅢ」
 - イ デジタル式投影機器 株式会社五藤光学研究所製「バーチャリウムX」
- 上記ア及びイを組み合わせたハイブリッド・プラネタリウム

(2) ソフト関連

- ア 受注者は、上記機器に対応したソフトの制作及び据付を行う。
- イ 据付終了後は検収試写を実施し、発注者の確認を受けるものとする。
- ウ 受注者がソフトとして発注者に引き渡すものは、以下のとおりとする。

(ア) シナリオ	1冊
(イ) 画像・音声・映像媒体（適切な記憶媒体で納品）	1組

(3) 納品データ

- ア 画像サイズ：2K（2048px×2048px）以上 4K（4096px×4096px）
- イ 連番ファイル形式：JPEG, PNG, BMP, TARGA, TIFFのうちいずれか
連番ファイル内にフォーマットの混在は不可。単一フォーマットで統一すること
- ウ フレームレート：30ftp（24ftp, 25ftpでも可）
- エ 音声仕様：5.1chWAV（モノラルのバラ納品可）

(4) 広報関連

- ア 受注者は、作品に関する宣伝広報用データを、契約締結後速やかに提供すること。
- イ 受注者が広報媒体として発注者に提供するものは、以下のとおりとする。

(ア) 宣伝広報用画像・動画データ及び広報用ポスターB2サイズ	80枚
(イ) 番組バナー（垂れ幕）	
(ウ) その他企画提案に応じた配布用ノベルティ、展示等	

8 業務委託料の支払

業務委託料金の支払いについては、令和4年度は作品据付完了後、出来高払い。令和5年度は作品据付完了後の竣工払いとする。

9 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に「大崎地域広域行政事務組合が発注する建設工事等からの暴力団等排除措置要綱」（平成24年10月1日施行。以下「排除要綱」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 発注者から指名停止の措置及び資格制限の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部

を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。

- (3) この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行い、直接元請負人に報告する措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。

10 その他

投影期間終了後の再投影に関する諸条件について、明記すること。また、制作業務の範囲内で投影期間中における集客に関する企画やデータ以外の広報媒体、ノベルティなどの提案がある場合も、併せて明記すること。なお、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者との協議の上、定めるものとする。